

重点産業スタートアップ誘致・実証支援プログラム 仕様書

1. 委託業務名

重点産業スタートアップ誘致・実証支援プログラム

2. 業務の目的

仙台・東北の広大な実証フィールドや東北大学等の技術シーズ、地域資源等を活用し、本市が強みを持つライフサイエンス、環境・マテリアル及びアグリテック分野での事業成長を目指す域外スタートアップに対して、専門家による伴走支援や仙台・東北の自治体や企業等と連携した実証支援環境、本市ラボ等への入居機会を提供することにより、仙台市内へのスタートアップの誘致・定着及び事業成長の加速化を促進する。

3. 業務の内容

(1) プログラム運営

① 対象スタートアップの選定および訪問

本市での実証や、大学との共同研究に親和性のあるスタートアップを選定し、本市職員とともに訪問の上、プログラムへの参加を促す。

※プログラム採択スタートアップは3社を想定。

※採択スタートアップはプログラム期間中、当市のウェットラボやオフィス等を拠点に、東北での実証や大学との共同研究を進めることを前提とするため、1名以上は常駐することを前提とする。(出張ベースの場合は週5日市内での勤務を想定)

※対象となるスタートアップは本市の環境を生かすことができる分野とすること。

② 採択スタートアップへの実証・共同研究環境支援

採択スタートアップへ、ニーズに基づいた実証・共同研究環境構築に向けて、関係各所との調整を行い、通年で伴走することで、地域への定着を促す。

伴走支援は下記を想定しているが、内容については提案に基づいて決定する。

- ・地域内での販路開拓支援
- ・実証フィールド・共同研究環境構築支援
- ・入居先探索、契約等のサポート
- ・事業成長に向けた戦略作成支援
- ・実証にかかる実証先の実費等として、1社あたり300万円を見積ること。

③ 東北のスタートアップエコシステムへの参画支援

仙台市内への定着に向け、スタートアップコミュニティへの参画を促す取り組みを行う。

④ 成果発表会の開催

プログラム終了後、支援を実施したスタートアップの成果発表会を開催し、スタートアップと支援者等とのさらなるマッチング機会の創出、新たな支援先の開拓に向けた機運の醸成を行うこと。

成果発表会の開催にあたっての企画、登壇者の調整、広報、集客、会場費用の支払い、会場設営（音響・照明等含む）、当日の運営、配布資料制作、謝金等費用負担及び支払等を行うこと。

実施時期：令和9年2～3月頃

実施場所：委託者が指定する場所（仙台市内を予定）

実施内容：支援を実施したスタートアップや支援者等によるトークセッション、交流会等

(2) 実施拠点の確保

本業務の遂行にあたり、効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。なお、実施拠点については、仙台市内に確保することを原則とするが、より効果的な支援が実施できると委託者が判断する場合は、首都圏等に拠点を設けることも差し支えない。

(3) 情報発信・広報

本プログラム全般の取り組みにかかる広報業務については、委託者と協議の上、広報戦略を策定し、実施すること。また、情報発信にあたっては、発信内容に関して事前に委託者と協議すること。

(4) アンケート等の実施

本プログラム参加者に対し、アンケートなどを実施し、業務の効果を把握し次回以降の業務改善に活かすように取り組むこと。

(5) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(4)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容などをまとめた報告書を作成して納品すること（ワードもしくはエクセルファイル、写真・映像データ等）。

(6) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援事業との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- エ 将来的な自走化に向けた地域の支援機関や首都圏等の企業、自治体、大学等との連携体制の強化及びふるさと納税や企業協賛などの財源確保に取り組むこと。

4. 委託料

委託料の上限額は 18,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）。

5. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 13 日まで

6. その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、隨時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、隨時委託者に報告するとともに、週次の定例ミーティングにて協議、調整を行うこと。状況に応じて大学関係者を含めたミーティングを開催すること。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。